

食品ロス〇へ!! 渋川市フードドライブを実施します

市は、フードドライブ活動の推進や「手つかず食品」などの食品ロス削減を目的として、次のとおり「渋川市フードドライブ」を実施し、食材の寄付を募ります。

家庭や職場で手を付けていないお歳暮や非常食などの食材がありましたら、食品ロスになる前に寄付を検討してください。

詳しく述べは、**本環境政策課**
(☎2114)へ。

【内容】寄付された食品を市内のNPO法人いこい「フレダンクしぶかわを通じて、地域の福祉施設やこども食堂などへ寄贈します。
※寄付できる食品については下表を確認してください。

【とき】1月25日(火)～27日(木)
午前9時～午後5時
【ところ】市役所本庁舎市民ホール

渋川市フードドライブ

フードドライブとは
いただきものが余つてしまふなど、家庭や職場で消費しきれない食品を持ち寄り、食べ物を必要とする人に寄付する運動のことです。

寄付できる食品	受け入れできない食品
 <ul style="list-style-type: none"> ▷穀類(米、餅、小麦粉など) ▷菓子類 ▷飲料、防災備蓄品(非常食) ▷レトルト、インスタント食品 ▷缶詰 ▷乾物(そば、そうめん、パスタなど) ▷調味料(砂糖、塩、食用油など) 	 <ul style="list-style-type: none"> ▷賞味期限が1ヶ月を切っているもの ▷生鮮食品、冷凍食品 ▷調味料以外のアルコール類 ▷賞味期限の記載がないもの(米、砂糖は除く) ▷開封済、包装が大きく破損したもの ▷商品説明が外国語のみのもの

渋川市フードドライブの流れ

- ①家庭や職場で消費しきれない食品がないか確認する
- ②左表の受け入れできない食品に注意して、渋川市フードドライブで食品を寄付する
- ③集まった食品を市がフードバンクしぶかわに提供する
- ④フードバンクしぶかわが福祉施設やこども食堂などへ食品を寄贈する



渋川県産材センター

【とき】2月19日(土)午前8時45分～正午
※午前8時45分に出発します。市役所本庁舎駐車場に集合してください
※終了時間は前後する場合があります



▲市ホームページは
こちら

予持地区にある2つの施設を見学します。市内企業を知る良い機会ですので、ぜひ、参加してください。
詳しく述べは、**商工振興課**
(☎2596)へ。



フォレストエナジー渋川バイオマス研究所

【見学施設】
△渋川県産材センター(県森林組合連合会)
△県内木材の集積場および加工施設
△フォレストエナジー渋川バイオマス研究所(フォレストエナジー株、(株)NTTシリティーズ)
△木材を利用したバイオマス発電施設およびその廃熱を利用したいちご栽培の研究施設
【対象】市内在住の人(中学生以下のお子さんには保護者の同伴が必要です)
【応募方法】電話か直接商工振興課へ
【参加料】無料
【定員】20人(抽選)
【応募期限】2月4日(金)

地元渋川工場見学バスツアーの 参加者を募集

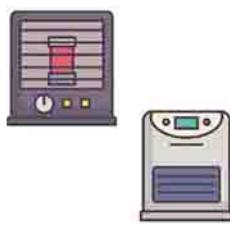
灯油購入費の一部(5000円)を補助します

市は、原油価格高騰に伴う緊急対策として、生活困窮者世帯と18歳以下の子どもを養育するひとり親世帯に、暖房用の灯油購入費の一部を助成します。

申請期間が限られていますので、申請忘れのないようにお願いします。

詳しくは、**本地域包括ケ**

ア課(02)22250または**本こども課(02)24155**へ。



「共生社会実現のまち渋川市」推進共同宣言署名団体を紹介します



市と共に共生社会実現のまちづくりに取り組む共同宣言に署名した団体を紹介します(順不同)。

(令和3年12月の署名団体)

・(株) Aizawa Corporation
・笑って子育てロリポップ
※市ホームページで他の団体を紹介しています

※共同宣言へ賛同していただける団体は、政策創造課へ連絡してください

詳しくは、**本政策創造課(02)22396**へ。



◀市ホームページはこちら

補助対象世帯 申請日現在において、渋川市に住所がある次の世帯

①令和3年度住民税非課税世帯

※令和3年1月1日時点の住民票所在地が他の市町村内にあつた場合は「令和3年

度非課税証明書」が必要です

②ひとり親で児童扶養手当受給世帯

③生活保護受給世帯

補助対象費用 令和3年12月1日～令和4年3月15日

補助額 1世帯当たり上限5000円

※複数枚の領収書を合算して申請できます。ただし、(火)の灯油購入費

申請は1世帯につき1回になります。
申請方法 次の①～③のもとの持参の上、地域包括ケア課、こども課または各行政センターで申請してください
①印鑑
②日付の記載がある灯油購入時の領収書またはレシート
③振込口座の通帳の写し
申請期限 3月25日(金)



▲市ホームページはこちら

障害者控除対象者認定書を発行します

要介護認定を受け、一定の基準に該当する場合は、障害者手帳などを持つていなくても、確定申告や市・県民税の申告の際に、障害者控除を受けることができます。

障害者控除を受けるためには、「障害者控除対象者認定書」の提出が必要です。次の申請場所で認定書の発

行を行いますので、申請してください。

なお、障害者手帳を持つている人は、この手続きは不要です。

対象 65歳以上で、別表の基準に該当する人
申請場所 介護保険課または各行政センター
詳しくは、**本介護保険課**(02)2116へ。

(別表)

障害区分		日常生活自立度
障 害 者	知的障害者(軽度・中度)に準ずる人	要介護1以上で、認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度がII以上の人
	身体障害者(3～6級)に準ずる人	要介護1以上で、認定調査票の障害高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)がA以上の人
特 別 障 害 者	知的障害者(重度)に準ずる人	要介護4以上で、認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度がIII b以上の人
	身体障害者(1・2級)に準ずる人	要介護4以上で、認定調査票の障害高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)がB以上の人
	ねたきり老人	要介護4以上で、認定調査票の障害高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)がC以上の人

※申告年の12月31日(死亡している場合は死亡日)時点の介護度に基づく

宝くじの助成により 自治会活動に必要な設備を 整備しました

(公財)県市町村振興協会では、宝くじ社会貢献広報事業として、宝くじの収益金により、自治会などの活動に必要な施設や整備に対し、コミュニティの健全な発展を図ることを目的に助成を行っています。

このたび、各自治会の要望を受け、地区連合会で、エアコン、コピー機、椅子、物置、テント、ストーブ、石油ストーブ、チェーンソー、ワイヤレスアンプ、発電機、消火栓用ホース格納庫、テーブルなどの整備を行いました。

詳しくは、**本市民協働推進課**(☎22463)へ。



住宅を取得し市内へ移住された人へ 助成金の申請を忘れていませんか?

市内に住宅を取得し、転入した人に最大110万円を助成しています。

主な助成の要件

- ▽市区町村税の滞納がない
- ▽住民登録をしてから2年以内
- ▽建物の所有権保存(移転登記から1年以内)

▽初めて渋川市に住民登録をする、または渋川市から転出して1年以上経過している

※その他の要件や申請方法など、詳細は市ホームページ(ホームページID=3794)で確認してください。
詳しくは、**本政策創造課**(☎222401)へ。



市は、市外で就労する消防団員が多いことから、日中の消火活動に支障をきたすことが予想されるため、退職消防職員および退職消防団員を機能別団員として募集します。

資格 次の①～③に全てあてはまる人

①市内に居住または勤務す

る人で、18歳～70歳の人

②素行善良かつ身体強健な人

③消防職員または消防団員として通算して5年以上の経験を有する人

午前8時から午後5時までに発生した火災の初期消火および分団の後方支援活動

選考方法 書類選考

応募期限 2月28日(月)(当日消印有効)

応募・問合せ先 新任団員主任

命内申書など危機管理室または市ホームページからダウントロードできます)に必要事項を記入し、郵送または直接**本危機管理室**(〒377-18501・石原80番地)へ。

ホームページID 9163

日中の消火活動を手伝う消防団機能別団員を募集

給付金も支給されます

18歳～70歳の人

募集人数 20人(渋川地区、伊香保地区、小野上・子持地区、赤城・北橘地区の4地区で各5人)

▽婚姻日などにおける年齢が、双方またはいずれか一方が35歳未満である

トナーシップ宣誓をしたカップルで、市内の新居に転居または転入して新生活を開始した世帯に対し、最大10万円を助成しています。

▽婚姻日などの前後6ヶ月間に、双方ともに市内の新居に転居または転入し、新生活を開始している(住民登録が市内にある)

助成金の予算に限りがありますので、対象となる人は、早めに手続きをお願いします。

▽申請日は、婚姻日などから6カ月を超えていない

▽その他の要件や申請方法など、詳細は市ホームページ(ホームページID=8216)で確認してください。
詳しくは、**本政策創造課**(☎222401)へ。

新居で新生活を開始したカップルへ 助成金の申請を忘れていませんか?

結婚した夫婦またはパートナーシップ宣誓をしたカップルで、市内の新居に転入または転入して新生活を開始した世帯に対し、最大10万円を助成しています。

▽婚姻日などにおける年齢が、双方またはいずれか一方が35歳未満である

▽婚姻日などの前後6ヶ月間に、双方ともに市内の新居に転居または転入し、新生活を開始している(住民登録が市内にある)

▽申請日は、婚姻日などから6カ月を超えていない

▽その他の要件や申請方法など、詳細は市ホームページ(ホームページID=8216)で確認してください。
詳しくは、**本政策創造課**(☎222401)へ。